

令和5・6・7年度

学校給食用物資納入登録業者募集要項

■**応募資格** 次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 岐阜市内又はその近隣に営業所がある。
- (2) 2年以上同種の営業を継続し、経営状態が良好である。
- (3) 納税義務が完全に履行されている。
- (4) 保健所の食品衛生監視成績が給食会の基準(非公開)を満たしている。
- (5) 供給能力が所要量を満たし、指示の期日、時刻に指定の場所に納入できる。
- (6) 反社会的勢力でなく、また反社会的勢力との関係を一切遮断している。

※(1)について、岐阜市内又はその近隣に営業所がなくても、岐阜県内に営業所がある業者に限り、岐阜市近隣の市町においての学校給食用物資の納入実績等を考慮し、理事長が認めた場合はこの限りでない。

■**注意事項** 以下の点にご注意ください。

- (1) 登録業者の登録有効期間は3年とし、今回は令和5・6・7年度分とする。
- (2) 取り扱う商品の衛生・品質管理(商品を入れる容器等含む。)の徹底及び従業員の服装や健康管理に留意することなど保健所・給食会の指示に必ず従う。
- (3) 検便検査(検査項目:0157、026、サルモネラ菌、赤痢菌)は、1月と6月の年2回実施する。
- (4) 納入に際しては、給食会が指示する品質・規格等契約事項を厳守する。これに違反した場合は、別紙「納入業者措置一覧表」の措置が適用される。
- (5) 物資は必ず栄養士又は調理員に渡し、認印をもらう。(勝手に外に放置しない。)
- (6) 契約とは異なる物資の納入、あるいは業者の不注意のために生じた事故の補償責任は、納入業者にある。
- (7) 物資代金の支払いは、原則として翌月25日(土・日・祝日除く。)とする。
- (8) 青果物納入業者はこの募集から除く。(学校給食会業務方法書第5条により一括購入)
- (9) その他の細目については、学校給食会の指示に従う。

■**登録申請書等の提出** 以下(1)(2)の書類を当会事務局へ直接お持ちください。(郵送不可)

- (1) 登録申請書(様式1号)は、納入品目記入表(様式1号-別紙1)及び確約書(様式1号-別紙2)とともに提出する。
- (2) 添付書類(全ての書類について写し可。各種証明書については、提出日前3か月以内のもの)
 - ①営業許可書

- ②食品衛生監視票(製造業のみ3ヶ月以内のもの)
- ③個人の場合は令和3年度分の市・県民税の納税証明書
- ④法人の場合は過去1年分の法人市民税の納税証明書及び営業経歴書
- ⑤登録する営業所在地が岐阜市の場合は、令和3年度分固定資産税の納税証明書
(固定資産がない場合は無資産証明書)
- ⑥所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(免税事業者も必ず提出)
 - ※法人の場合は、証明書の種類「その3」又は「その3の3」
 - ※個人の場合は、証明書の種類「その3」又は「その3の2」
- ⑦1月実施の検便結果(検査項目:0157、026、サルモネラ菌、赤痢菌)

(3) 提出期限 令和5年1月31日(火)午後5時まで。事務局へ直接提出。

(4) 提出先 〒500-8245 岐阜市上川手735番地2
公益財団法人 岐阜市学校給食会 事務局 TEL 058-240-8961

■登録業者の決定

- ・決定通知 学校給食会の専門委員会による審査を経て決定し、令和5年3月下旬に指定書(様式2号)をもって通知する。

納入業者措置一覧表

(公財)岐阜市学校給食会

項目	内 容		規 模	学 校 給 食 会 の 措 置		
食 品 衛 生 法	第 6 条 関 係	異 物 混 入	金属・プラスチック・害虫	広範囲	6ヶ月以内 納入停止	始 末 書
			その他これに類するもの	一 部		顛 末 書
		腐敗・変色した物	広範囲	3ヶ月以内 納入停止	始 末 書	
			一 部		顛 末 書	
		有害・有毒物により汚染されたもの	広範囲	6ヶ月以内 納入停止	始 末 書	
			一 部	3ヶ月以内 納入停止	顛 末 書	
	病原微生物等により汚染されたもの	広範囲	6ヶ月以内 納入停止	始 末 書		
		一 部	3ヶ月以内 納入停止	始末書・顛末書		
	その他上記に類するもの	広範囲	6ヶ月以内 納入停止	始 末 書		
		一 部		顛 末 書		
	第 11 条 関 係	食品添加物の使用基準違反			6ヶ月以内 納入停止	始 末 書
		冷凍食品の成分規格・保存基準違反			3ヶ月以内 納入停止	始 末 書
		その他				顛 末 書
	第 19 条 関 係	虚偽の表示			3ヶ月以内 納入停止	始 末 書
期限表示・製造者・製造所の記載のない場合				顛 末 書		
その他			口頭説諭			
納 入 契 約 に も の	納品の規格	腐敗変色に至らぬが品質が著しく低下したもの	広範囲	3ヶ月以内 納入停止	始 末 書	
			一 部		顛 末 書	
	規格に比し明らかに低級なもの			6ヶ月以内 納入停止	始 末 書	
	早 遅 配	指定時間に反した場合		始末書又は顛末書		
	数 不 足	納入数量・量目が著しく不足の場合		3ヶ月以内 納入停止	始末書・顛末書	
入札行為の不正又は指示に応じない場合			3ヶ月以内 納入停止	始 末 書		
その他	取扱い等が著しく不潔な場合			口頭説諭		
	社会的責任違反・モラル欠如（メーカー含む）			口頭説諭・納入停止		

- 備 考
- ① 「広範囲」とは、原則として被害が3校以上に及んだ場合を言う。ただし1、2校であっても同様の事態が頻発している場合は「広範囲」とみなす。
 - ② 第11条関係は、再検査を受けさせることを前提とする。
 - ③ 「著しい」とは、通常の学校給食を実施するにあたって、支障を及ぼす程度とする。
 - ④ 不潔な取り扱いが再度に及ぶ場合は、始末書の措置をとる。